

群馬県中・西毛交通圏及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の合同開催について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏/東毛交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり合同開催することとなりましたので、両協議会設置要綱第5条第14項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の30日前（7月26日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成28年8月25日（木） 14:00～
2. 場所 群馬県トラック総合会館2階小研修室
前橋市野中町595番地（一社）群馬県トラック協会
☎027-261-0244
3. 予定している議題 (1) タクシー事業の現状について
(2) 適正化及び活性化に係る改正特措法施行後の取組状況について
(3) 公定幅運賃の範囲（上限）の変更について
(4) その他

本件に関する
問い合わせ先

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
東毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人群馬県タクシー協会
担当：小島、山口
電話：027-261-2071